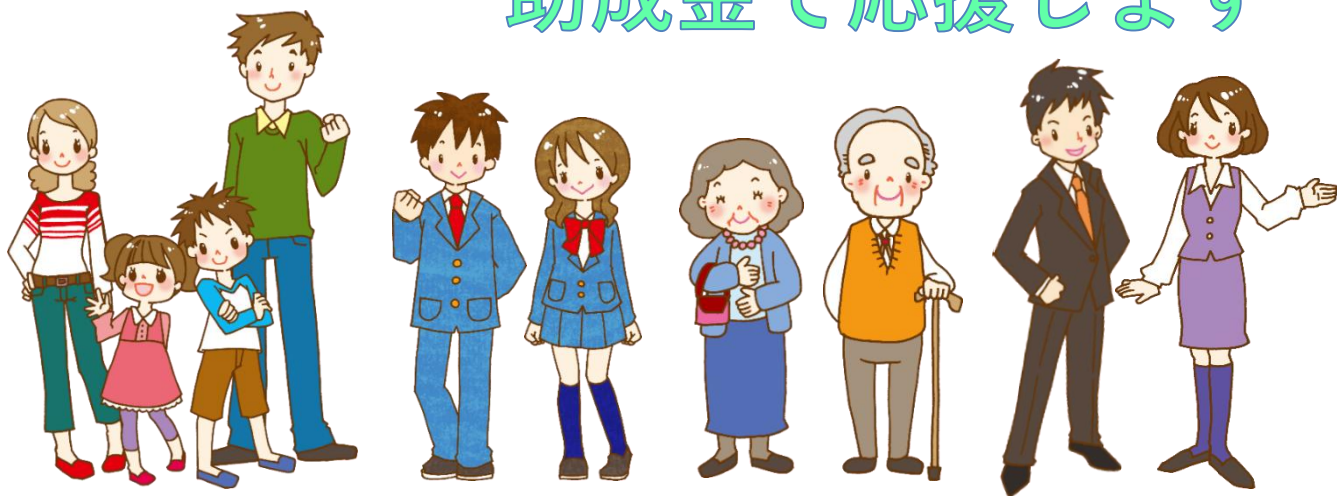


自主的なまちづくりの活動を 助成金で応援します



対象活動

- ◆市が抱える課題の解決につながる活動
- ◆市の魅力向上につながる活動
- ◆人材育成につながる活動
- ◆市に広く利益をもたらすことができる活動

■採択実績

- ・自然の中で親子が一緒に遊び、里山の良さを体験してもらう催し
- ・観光振興のためのPRを子ども視点で企画し、魅力を発信する取組
- ・郡山城跡の登山道周辺の整備や、落ち葉等の清掃活動
- ・荒地を再生させる手法を学ぶため、プロによる講習会を実施
- ・地域内でキッズ食堂を開催し、季節に合わせた行事を企画
- ・古民家を改修して、市内外から人が集うコミュニティー拠点を整備
- ・JR吉田口駅の利用活性化と関係人口拡大を目的に、イベントを開催

助成金額

対象経費の全額（上限20万円）

募集期間
（後期）

2026年5月25日（月）～6月19日（金） 必着

事業の内容

対象団体

構成員が5名以上かつ安芸高田市在住の方を含む、又は団体の所在地が安芸高田市にある団体

※地域振興会は、安芸高田市地域運営一括交付金交付要綱に規定する交付金が活用できるため、この助成金の対象とはなりません。

対象活動

- ・市が抱える課題の解決につながる活動
- ・市の魅力向上につながる活動
- ・人材育成につながる活動
- ・市に広く利益をもたらすことができる活動

対象とならない活動

- 対象団体等の親睦または趣味的な活動
- 政治、宗教を目的とする事業
- 営利を目的とする活動
- 市長が適当でないと認める事業

助成額、助成率、交付回数

助成額上限 (助成率：10/10)	交付回数上限
20万円	3回

⚠ 前期募集で交付決定を受けた団体は後期募集に申し込めません。

助成対象経費

報償費、旅費、消耗品費・資材費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料・賃借料、委託費、備品費、その他の経費

※次の経費は対象になりません

- 団体等の事務所等を維持するための経費
- 団体等の経常的な活動に要する経費
- 設備、機器設置後の維持費、メンテナンスに係る経費
- 飲食費
- 他の補助金の交付を受けている経費
- 助成金申請書に記載のものと異なる内容に支出した経費
- その他、助成対象経費として市長が適当でないと認める経費

申請方法

申請書等を政策企画課へ提出

提出先

〒731-0592
安芸高田市吉田町吉田791
安芸高田市 企画部政策企画課

審査方法

安芸高田市まちづくり助成金運営委員会を開催し、審査と選考を行います。
申請者には運営委員会で、申請した活動の内容について説明をしていただきます。

別紙「募集要項」を必ずご確認の上、申請してください。

【問い合わせ先】

安芸高田市 企画部政策企画課 まちづくり推進係
TEL：0826-42-5612 FAX：0826-42-4376
メール：seisakukikaku@city.akitakata.jp